KPMG

KPMG Japan e-Tax News

No.327　25 March 2025

税務情報

戦略分野国内生産促進税制に係る省令等の公布

2024 年度税制改正で創設された戦略分野国内生産促進税制は、「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」（2024 年 6 月 7 日公布、同年 9 月 2 日施行 (*)（以下、「改正産業競争力強化法」））に規定する一定の事業適応計画について認定を受ける必要がありますが、その認定に係る本税制の対象資産等の詳細は、改正産業競争力強化法に係る省令等で定められることとされていました。

(*) 改正産業競争力強化法の施行期日に関する情報は、2024 年 8 月 30 日発行の e-Tax News No.315「2024 年度税制改正関連情報　新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律 － 施行期日を定める政令の公布」にてお知らせしています。

3 月 25 日、官報本紙第 1430 号及び官報号外第 62 号において、本税制の執行に必要な事項を定めるたとえば以下の省令及び命令（全て 2025 年 3 月 25 日施行）が公布されました。なお、今回公布された関連規定（「租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令」を除きます。）は、意見公募手続を経て制定・改正されたものです。

■ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

本税制における税額控除額は、次のうちいずれか少ない金額の合計額とされています。（別途、税額控除の上限が定められています。）

（i）産業競争力基盤強化商品の区分に応じ、供用中年度において販売されたものの数量等に応じた金額

（ii）事業の用に供した産業競争力基盤強化商品及びこれとともに産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に対して投資した金額の合計額

本省令により、上記（i）は、確認申請書の写し及びその確認申請書に係る確認書の写しをその供用中年度の確定申告書等に添付することにより証明がされた数量等に応じた金額であること、上記（ii）は、供用中年度の確認申請書（その確認申請書に係る確認書が交付されているものに限られます。）に記載された産業競争力基盤強化商品及びこれを生産するために直接又は間接に使用する減価

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

償却資産に対して投資した金額の合計額であることが明らかにされました。

■ 産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令

上記の「租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令」における確認申請書の主務大臣への提出及び認定事業適応事業者への主務大臣による確認書の交付等に関する規定が創設されたほか、確認申請書の様式等が定められています。

■ 産業競争力基盤強化商品に関する省令

上記の「租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令」における産業競争力基盤強化商品は改正産業競争力強化法において定義されており、その要件は主務省令で定めることとされていました。本省令はこの主務省令に相当するもので、産業競争力基盤強化商品の要件が商品ごとに定められています。

***

上記のほか、「事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示」や「我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準」等も公布されています。

なお、経済産業省のウェブサイトには「戦略分野国内生産促進税制」のページが設けられていますが、今回の関連規定の公布を受けて順次更新される予定です。

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

KPMG 税理士法人

〒106-6012
東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー
TEL: 03-6229-8000
FAX: 03-5575-0766

〒530-0005
大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F
TEL: 06-4708-5150
FAX: 06-4706-3881

〒450-6426
愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12
大名古屋ビルヂング26F
TEL: 052-569-5420
FAX: 052-551-0580

〒600-8216
京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2
日本生命京都ヤサカビル7F
TEL：075-353-1270
FAX：075-353-1271

〒730-0031
広島県広島市中区紙屋町2-1-22
広島興銀ビル7Ｆ
TEL: 082-241-2810
FAX: 082-241-2811

〒810-0001
福岡県福岡市中央区天神1-12-14
紙与渡辺ビル8F
TEL: 092-712-6300
FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.